

松江市告示第 431 号

松江市現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 96 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 1 日

松江市長 松浦 正敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(読替規定)</u></p> <p>2 <u>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第 6 条第 4 号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、改正後の松江市現場改善活動推進支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。